

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十七年五月四日第六号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和六年九月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

取消 番号	第一〇二号
指定の取消しに 係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第五号
指定の取消し の 年 月 日	令和六年八月二十 七日
指定の取消しに 係る道路の位置	埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字西側四百四十五番八、四百 四十五番二十六、四百四十五番二十七、四百四十五番三十 八、四百四十五番四十二
指定の取消しに 係る道路の延長 (単位メートル)	三十九・六六
指定の取消しに 係る道路の幅員 (単位メートル)	四・〇〇